

ボランティア休暇について

一 ボランティア休暇とは

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部が改正され、ボランティア休暇が新設されました。

ボランティア休暇とは、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うための休暇のことです。

二 対象となる活動と期間

対象となる活動は、次に掲げる活動です。

- (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動。
- (2) 主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかる者に対する必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動。
- (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動。対象となる期間は、一年において五日以内で、分割も可能です。

三 ボランティア休暇の取扱いについて

福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領（以下「取扱要領」）にボランティア休暇の取扱いが規定されているので、その主な点を挙げますが、詳細は、取扱要領を参照願います。

のに対する看護等については、休暇の対象とはならないこと。

(5) 「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(6) ボランティア活動のため遠隔の地に赴く場合にあつては、活動期間と往復に要する時間が連續する場合でこれらに合わせた日数が五日以内であれば、当該往復に要する期間についても休暇の対象となること。

(7) ボランティア活動のための事前講習等に参加する場合については、一日の全部が講習等であり実際の活動を伴わない場合には、その日にについては休暇の対象とはならないが、実際の活動を行う日の一部の時間が講習などに充てられている場合には、その時間についても休暇の対象となること。

(8) この休暇を取得してボランティア活動を行ふに当たつては、地方公務員法等の規定に抵触することのないよう留意するとともに、地方公務員として行政の政治的中立性等の観点から県民の誤解を招くことのないよう注意すること。

なお、ボランティア活動中の安全には十分注意を払う必要がありますが、活動中の不慮の事故により、職員自身が負傷する場合や他人の物を破損してしまった可能性もあるので、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。